回 覧

『今金町子ども・子育て会議委員を募集します。』

（委員委嘱期間：平成２９年度から２ヶ年）

平成２７年 ４月から、子ども・子育てを巡る様々な課題を解決するために、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。今金町においても、保護者の方々や子ども・子育て支援関係者の意見を踏まえ、全ての子どもが心豊かに成長するために、平成３１年度までの５年間における「今金町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、年１回以上の会議を行っております。

そこで、今金町の実情に合った子ども・子育て支援施策を推進するため、「今金町子ども・子育て会議」を開催し、計画の実施状況などを審議していただく委員を若干名募集します。

★子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つの柱で構成されており、「幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子育て支援の充実」を総合的に推進していくための新しい仕組みです。このため、全ての市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども・子育て会議」を設置するなど広く町民の意見を聞きながら、計画的に実施しています。

応募資格（次の条件をすべて満たす方）

1. 今金町民の方で、子ども・子育て支援に関心のある20歳以上の方
2. 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号（欠格条項）に該当しない方
3. この会議に委員を推薦する団体の役職員でない方
4. 今金町の職員でない方

会議の開催回数・委員報酬等

平成２９年度の「今金町子ども・子育て会議」は、１回以上の会議を開催予定であり、出席された場合は、今金町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例により委員報酬等が支給されます。

委員になりたいという方は、７月７日（金）までに今金町教育委員会事務局幼児教育グループ（☎８２－３４８８）にお申込みください。

なお、申込多数の場合は、抽選となります。

➔ 裏面には、子ども・子育て支援新制度の概要や委員構成等の条例を記載しています。

子ども・子育て支援新制度の概要

◇子ども・子育て支援給付 →

- 児童手当
- 教育・保育給付（施設型給付・地域型保育給付）

施設型給付
幼稚園
保育所
認定こども園

＋

地域型保育給付	
小規模保育事業	利用定員６人以上19人以下で、保育者の居宅、その他の場所で行われる保育
家庭的保育事業	利用定員５人以下で、保育者の居宅、その他の場所で行われる小規模の保育
居宅訪問型保育事業	利用者宅に保育者が訪問し、提供する保育
事業所内保育事業	事業所や病院などにおいて、従業員や職員の子どもと、地域の保育を必要とする子ども（地域枠）に提供する保育

ポイント
幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

ポイント
保育の量的拡大・確保

◇地域子ども・子育て支援事業 →

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ（学童保育所）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、地域の子育て支援の充実が図られ、利用者支援をはじめ13事業が法定化されました。

ポイント
地域の子育て支援の充実

委員構成等（今金町子ども・子育て会議条例 抜粋）

第２条　子ども・子育て会議は、委員２０人以内をもって組織する。

（委員及び任期）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）法第６条第２項に規定する保護者
（２）法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（３）前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
（４）事業主を代表する者
（５）労働者を代表する者
（６）公募による者
（７）公益を代表する者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。